

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故<消費者庁と同時公表>

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700131	平成29年5月28日	平成29年6月8日	映像録画装置(ドライブレコーダー)	DRY-FH200	株式会社ユピテル (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成29年6月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成29年9月4日からリコールを実施
A201700132	平成29年5月4日	平成29年6月8日	映像録画装置(ドライブレコーダー)	DRY-FH200	株式会社ユピテル (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	平成29年6月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成29年9月4日からリコールを実施

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
A201500254 平成27年4月30日(大阪府) 平成27年7月16日	映像録画装置(ドライレコーダー)	DRY-FH200	株式会社ユピテル	(火災) 車内に設置した当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の外郭は著しく焼損し炭化していた。</li> <li>○当該製品のプリント基板は原形を留めており、当該基板上に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品のリチウムポリマー電池は電池セル内部の正極及び負極の集電体がほぼ原形を留めており短絡及び熱暴走の痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品のカメラのレンズベース側が焼損していないことから当該レンズによる集光発火は認められなかった。</li> <li>○当該製品が取り付けられていた車体に異常は認められなかった。</li> <li>●当該製品に発火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</li> </ul>	<p>平成27年7月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの</p> <p>平成28年12月7日に開催された、消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会第2回合同会議における審議の結果、左記の理由で製品起因による事故ではないと判断したもの</p>

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
A201600273 平成28年8月3日(大阪府) 平成28年8月26日	映像録画装置(ドライブレコーダー)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は軽自動車のフロントガラス上部に取り付けられており、事故発生の1か月前から画面が映らない状態であった。</li> <li>○事故発生日の12時頃、使用者は車両を屋外の駐車場に正面を南向きに駐車し、アルミニウム製のサンシェード(吸盤式)をフロントガラスに取り付けていた。</li> <li>○サンシェードは、車両のフロントガラスに対して横幅が広いものであり、たるみが生じる状態であった。</li> <li>○当該製品の外郭樹脂は原形をとどめていたが、底部及び電源入力端子付近の外郭樹脂に溶融、変形が認められた。</li> <li>○当該製品内蔵のリチウムポリマー電池セルが膨張し、外装に亀裂が認められた。</li> <li>○電池セル内部の電極体は、正極及び負極の同一箇所欠損が認められた。</li> <li>○当該製品が取り付けられていた車両に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品が取り付けられていた車内において、フロントガラスに対してサンシェードがたるんだ状態で空間が生じたため、フロントガラスとサンシェードの間に設置された当該製品が異常に高温状態となり、内部のリチウムポリマー電池セルが内部短絡を生じて内容物が噴出し、周辺の可燃物が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</li> </ul>	平成28年8月30日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成29年6月22日に開催された、消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会第1回合同会議における審議の結果、左記の理由で製品起因による事故ではないと判断したもの